

「わくわく WORK LAND」「ジョイ JOB LAND」市民ボランティア活動等要領

令和4年7月7日事務局長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、京都まなびの街生き方探究館（以下「探究館」という。）が実施する体験学習プログラム「わくわく WORK LAND」及び「ジョイ JOB LAND」に参加する市民ボランティア（以下「ボランティア」という。）の活動等について必要な事項を定める。

(活動内容)

第2条 ボランティアの活動内容は、探究館が指示する「わくわく WORK LAND」及び「ジョイ JOB LAND」における探究館内での児童生徒の活動の進行及び補助とする。

(募集及び説明会)

第3条 探究館は、新たなボランティアの確保が必要である場合、別に定めるところによりボランティアを募集する。

2 探究館は、前項の募集への申込者に対して、ボランティアの活動に必要な知識及び技術を修得させるため、ボランティア説明会を実施する。

(登録)

第4条 探究館は、前条第2項に規定する説明会に参加し、かつ、ボランティアとしての活動の従事に支障がないと認められる者をボランティアとして登録する。

2 登録の期間は、登録した日の属する年度の末日までとする。

3 ボランティアとして登録された者（以下「登録者」という。）は、登録された事項に変更が生じた場合、探究館に対し、速やかに変更内容を申し出なければならない。この場合、探究館は、速やかに登録内容の変更を行う。

(登録の更新)

第5条 探究館は、登録者が、登録期間の終了日（以下「終了日」という。）までに、登録の抹消を口頭又は文書により表明しなかった場合は、当該終了日の翌日から1年間登録を更新する。

2 探究館は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する登録者については、登録を更新しないことができる。

(1) 終了日以前1年間において、第7条の規定により活動を休止している場合を除き、活動の実績がない。

(2) 登録されている住所、電話番号などで登録者と連絡がとれない。

(3) 登録の期間中に、探究館が第6条第2項に規定する通知を行ったにもかかわらず、同条第3項に規定する申出なしに、通知された日時に活動を行わない。

(4) 第9条第2項に規定する探究館が義務付けた研修を受講しない。

(5) 探究館における事業の内容の変更、縮小、廃止その他の理由によりボランティアの活動に変更があった。

(活動日時)

第6条 探究館は、ボランティアの活動日時を決定するため、ボランティアに対して希望の日時を照会する。

2 探究館は、ボランティアの希望、必要なボランティアの人数その他の状況を勘案して、ボランティアの活動日時を決定し、ボランティアに通知する。

3 ボランティアは、前項の規定により通知された活動日時に不都合が生じたときは、探究館に対し、速やかに活動日時の取消し又は変更を申し出なければならない。

4 探究館は、前項の規定による申出があったときは、活動日時の取消し又は変更を行うものとする。

5 探究館は、第3項に規定する申出なしに、通知された日時に活動を行わなかったボランティアに対し、その日以降の活動を依頼しないことができる。

(活動の休止)

第7条 登録者が、適正な事由により長期にわたってボランティアとして活動することができない場合は、探究館に申出のうえ、活動を休止することができる。

2 前項の規定による休止期間の上限は、休止の始期の初日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、申出の内容により延長する場合がある。

(登録の抹消)

第8条 登録者が次のいずれかに該当する場合、探究館は、その者の登録を抹消することができる。

- (1) 登録の期間中に、第6条第2項に規定する通知を受けたにもかかわらず、同条第3項に規定する申出なしに通知された日時に活動を行わないとき。
- (2) 刑事事件に関し逮捕又は起訴されたとき。
- (3) 探究館職員・教職員・児童生徒・協賛企業関係者・ボランティアその他の関係者との間でトラブルを生じさせる、または、活動中に失策を繰り返す、暴力的・威圧的又は不適切な言動を行う、探究館の事業の推進に支障を生じさせる行為を行い、ボランティアとしての適性に欠けると認められるとき。
- (4) 第11条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
- (5) 登録者が登録の抹消を希望するとき。

(研修)

第9条 探究館は、ボランティアの知識及び技術の向上のため、必要に応じて研修を実施する。

2 ボランティアは、前項に規定する研修のうち、探究館が受講を義務付けた研修は、必ず受講しなければならない。

(活動費)

第10条 探究館は、ボランティアとして活動を行った者に対し、原則、活動1日につき、図書カード(1,000円)を支給する。

2 探究館は、登録者を被保険者とし、探究館を保険契約者とするボランティア保険に加入する。

(遵守事項)

第11条 ボランティアは、活動を行うにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動により知り得た個人のプライバシーその他の秘密に属する事項を外部に漏らさないこと。また、SNSにおいて活動の様子を個人的に発信しないこと。登録期間の終了後も同様とする。
- (2) 活動中に、政治、宗教及び営利活動並びに風評の流布等を行わないこと。
- (3) 公共の福祉に反し、又は反する恐れのある行為を行わないこと。
- (4) 探究館職員の指示・指導に従うこと。

(感謝状)

第12条 探究館は、年度の末日におけるボランティアの活動回数に応じて、翌年度に以下のとおり感謝状を贈呈する。

1年以上登録かつ10回以上の活動をした者に教育長名の感謝状を贈呈する。

なお、「スチューデントシティ」及び「ファイナンスパーク」における活動回数を通算するものとし、**既に、「スチューデントシティ」及び「ファイナンスパーク」において**感謝状の贈呈を受けた者は、贈呈の対象から除くものとする。

(雑則)

第13条 本要領に規定するもののほか、必要な事項は、探究館事務局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、令和4年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前から「わくわく WORK LAND」及び「ジョイ JOB LAND」のボランティアとして登録されている者は、第4条の規定による登録をされたものとみなす。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。